穀物法批判者とウィリアム・ジェイコブ

服部正治

一　保護主義から自由貿易へ
二　穀物法批判者と二つの『報告』
三　ジェイコブとジョン・バウリング
四　結びにかえて

一　保護主義から自由貿易へ

ウィリアム・ジェイコブ（William Jacob, 1762?-1851）の穀物貿易に関する政策的立場は、強固な保護の段階（一八一四―一六年）、保護からの離脱の段階（一八二〇―二一年）、そして自由貿易への接近の段階（一八二六―二八年）という変遷をたどっている。筆者は前の二つの段階については「ウィリアム・ジェイコブの農業保護論」（『立教経済学研究』三八巻三号、一九八五年）で詳しく、第三の段階については「自由貿易と農業――穀物法問題をめぐって――」（杉山忠平編『自由貿易と保護主義』法政大学出版局、一九八五年、所収）で不十分ながら、それぞれ検討を加えた。その検討の結果は以下のように要約できよう。

ジェイコブは一八一四年から一六年にかけて次の著書を公刊している。

① *Considerations on the Protection required by British Agriculture, and on the Influence of the Price of Corn on Exportable Production*, London, 1814.（①*Protection* と略称）

② *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. being a Sequel to Considerations on the Protection required by British Agriculture*, London, 1815.（②*Letter* と略称）

③ *An Inquiry into the Causes of Agricultural Distress*, London, 1816.（③*Distress* と略称）

がそうである。ジェイコブは右の三つの著書でこう論じている。ナポレオン戦争中にイギリスは穀物輸入国であることがはっきりしたが、最大の小麦輸入を記録した一八一〇年をとってみても、その輸入量は一四五万クォーター、イギリスの約六週間分の消費量であり、また他の穀物の輸入量はわずかに四日分の消費量にすぎなかった。つまり非常に高い自給率を維持してきた。しかも今後イギリスが外国穀物に対して港を常時開放しても、ヨーロッパ大陸ならびにアメリカからの穀物輸出は全体として大きく増加することはないであろう。むしろ現在では、戦争中よりも輸出能力は低下している。例えば、ヨーロッパ最大の穀物輸出港であるダンツィヒ (Danzig) からの小麦輸出量をみても、イギリスでの価格がどんなに上昇しても最大五〇万クォーター（約二週間分の消費量）を輸出するのがせいぜいである。つまり、外国の穀物輸出能力は小さいのだから、外国穀物に大量に依存することはそもそも不可能である（①*Protection*, pp. 29, 35–54)。

だが、このように外国穀物の輸出能力が低いにもかかわらず、強固な農業保護が絶対に必要である。具体的には、㈠小麦一クォーターあたり九〇シリング以下の時には輸入禁止、㈡小麦一クォーターあたり一五シリングの輸出奨励

金、㈢モルト税を中心とする大減税が必要である（①*Protection*, pp. 99, 122；②*Letter*, p. 27；③*Distress*, pp. 45–46, 49)。それはどうしてなのか。現在の深刻な農業不況の原因を考えれば理解される。すなわち、不況の原因は一部論者がいうように戦争終結後の通貨供給量の減少ではないし、また戦争中の過度な耕作拡大でもない。不況の真の原因は、好天候による豊作、更に、平和到来という一時的要因に基づくショックを深刻な不況に転化させるイギリス農業の体質にある。この体質とは、農業資本家の資力が全体として脆弱であるということである。そのために、豊作や平和の到来といった事情は様々の憶測に基づく小麦の売り急ぎを誘発し、小麦価格の過度の低落をもたらしている(1)（③*Distress*, pp. 9, 13–14, 19, 21, 24–30)。

ジェイコブによると、現在のイギリスの穀物生産量の四分の三以上がいわゆる劣等地から生産されている。しかもイングランドについてみてみても、「土地耕作者の極めて大きな部分は資本が非常に不足しているクラスに属する」。彼らは「良好な耕作をするにはあまりに貧しすぎる」小農業資本家なのである。そしてジェイコブは、こうした多数の小農業資本家のための保護の必要を訴える。すなわち、「大農業資本家には十分な保護を与える価格であっても、小農業資本家が損をするのを防ぐには不十分であるかもしれない」のである（②*Letter*, pp. 6, 22–24)。ここから先にみたように一五年穀物法（その中心的規定は、小麦一クォーター八〇シリング以下の時には輸入禁止、八〇シリング以上の時には無関税輸入許可）をはるかに超える強い保護が必然化される。つまりジェイコブはこの時期には、イギリス農業の体質に問題を感じながらも貿易の自由化による外からの体質改善を拒んだのであった。

しかしながら、右に示した強固な農業保護の主張は二〇―二一年に転機をむかえる。保護からの離脱が始まるのである。この時期のジェイコブの著書には、

④ *A View of the Agriculture, Manufacture, Statistics, and State of Society, of Germany, and Parts of Holland and France*, London, 1820.（④*View* と略称）

がある。またジェイコブは二一年の下院農業不況委員会の証人であった。

⑤ *British Parliamentary Papers*, Agriculture 1, 1821, rep. by Irish Univ. Press, pp. 366-376.（⑤Evidence, 1821と略称）

にその証言が記録されている。

④*View* で特に注目すべきは、ジェイコブが当時最大の小麦輸出国であったプロイセンに、ノーフォク輪作のドイツへの普及に力を尽くし農学の定礎者と呼ばれるアルプレヒト・テーア（Albrecht Thaer）をたずねて彼のメークリンの模範農場を見学し、そしてそこでの小麦生産力の低度を実際に強く印象づけられたという事実である。すなわち、一二〇〇エーカーの広さをもつメークリン農場での小麦の作付面積は少なく、またエーカーあたりの小麦収穫高も一六ブッシェルとイギリスの劣等地並の水準であった。小麦の収穫高が低いのは飼料作物が十分でないことによるが、模範農場でさえこのような状態にあるとすれば、プロイセン全般については小麦の生産力は一層低いものであった（④*View*, pp. 177, 187-188)。そもそもプロイセンでは（またドイツ全体でも）「小麦はほとんど食用として使われない。それは主に外国貿易用」の輸出作物なのであった（⑤Evidence, 1821, p. 375)。それゆえに、プロイセンから小麦が輸出されるとしても、「それはまかれた種が非常に多くの実りをつけるからではなくて、むしろ農民がきわめて貧しい状態にあり、ジャガイモと劣悪な穀類以外は自分ではほとんど消費しないからであり、また住民の数に比べて土地が広大だからである」（④*View*, p. 238)。

そしてプロイセンの農業生産力が低いという右の認識は、逆にイギリスのそれが相対的に高いという認識をジェイコブに植えつけることになった。すなわち、イギリスは他のどんな国よりも農業資本家間での商品作物の分化が進んでいること、また一八世紀後半からの農業革命の進行のなかで劣等地が肥沃地に変化させられたことが指摘され、そしてこうした変化を更に進めるために一層の土地改良投資が必要であると強調される（④*View*, pp. 187-188；⑤Evidence, 1821, p. 368)。

われわれはこのジェイコブの主張が、アーンル卿によって「イギリス農業の最も暗い時代(2)」と概括された時期に生じた三度の不況（すなわち、一五―一六年、二〇年代初頭、三三―三六年）のなかで、最も厳しいとされる二〇年代はじめになされていることに注意したい。F・M・L・トムスンの指摘によれば、二〇年代初頭には小麦輸入量がわずかであったのに価格が大きく下落したという事実が示すように、不況の原因は「外国小麦との競争にあるのではなくて、国内のより効率的な穀物生産者との競争」にあった(3)。そしてジェイコブ自身二一年の委員会証言で、現在の不況の原因を「以前の高価格という刺激」に基づく国内における穀物の過剰生産（＝「供給が需要を超過すること」）に求めざるをえなかったのである。しかもそれでいて、ジェイコブは現下の不況の救済策については、一四―一六年の強固な保護の主張とはちがって、具体的提言を避けている（⑤Evidence, 1821, p. 361)。つまり彼は、国内における穀物の過剰生産の結果として内からイギリス農業の体質の改善が進むことは、これを容認したのであった。

ジェイコブは一四―一六年の時期には、豊作・平和の到来という一時的ショックを深刻な不況に転化させるイギリス農業の体質の基盤に資力の貧しい多数の小農業資本家をみ、そして彼らを保護しようとした。しかし、二〇年代初頭には現下の不況の中で没落してゆく彼らの救済は事実上これを拒否したのであった。しかもジェイコブは、土地改

良投資の増大の必要性を強調することからもわかるように、多数の小農業資本家の没落の裏面をなす大農業資本家の拡大（また土地所有の集中）が劣等地を優良地に変えるための土地改良投資増大の契機になることを理解しはじめたように思われる。そしてこうしたなかで、一四―一六年に示された強固な農業保護からの離脱が始まったのである。そしてこの離脱は、二六―二八年にはついに自由貿易へと接近してゆくことになる。この時期のジェイコブの著作には次のものがある。

⑥ *Report on the Trade in Foreign Corn, ond on the Agriculture of the North of Europe*, London, 1826.（⑥ *1st Report* と略称）

⑦ Report presented to the Lords of the Committee of his Majesty's Privy Council for Trade, respecting the Agriculture and the Trade in Corn, in Some of the Continental States of Northern Europe; in his *Tracts relating to the Corn Trade and Corn Laws*, London, 1828.（⑦*Tracts*-2nd Report と略称）

ジェイコブは、⑥*1st Report* では特にプロイセンや当時「無限の穀倉」とみなされていたポーランドでの穀物生産の実情を調査している。また⑦*Tracts*-2nd Report では、メクレンブルクのユンカーであり『孤立国』(*Der isolierte Staat*) の著者であるテューネン (J. H. von Thünen) の農場をたずね、彼から得た資料に基づいて同国の農業生産の実情を分析している。そしてジェイコブは、右のバルト海沿岸地域での小麦輸出能力が本質的・構造的に小さいことを強調した。ジェイコブは、ワルシャワ周辺での小麦一クォーターの生産費（ここには、いわゆるレンテは含まれない）を二八シリング、ロンドンまでの運送費その他総計を二〇シリングとしたうえで、次のように⑥*1st Report* を結んでいる。「一クォーターあたり一〇もしくは一二シリングの関税がわが国で課せられれば、〔国内での小麦〕

価格が六〇―六四シリングと仮定する場合には、「イギリスへの最大の小麦輸出地域である」ヴィスツラ川流域で耕作拡大に大きな努力を向けさせるほどの利益は生じないであろう」(⑥*1st Report*, pp. 122-123)。つまり、国内での価格が当時の平均的水準である六〇シリング程度ならば、一〇―一二シリングの関税を課しておけばイギリスへの小麦輸出は現状のまま極めて小さい（六〇万クォーター、一〇日分の消費量）というのである。

また⑦*Tracts*-2nd Reportでは以下のように主張される。メクレンブルクでは道路の状態が極めて悪く、しかも最良の小麦生産地は輸出港からかなり離れているので、「生産者にとってのコストは距離に複比例して一般に増大する」。それゆえ、イギリスへの小麦輸出が増大するにつれて陸上輸送費は大きく上昇し、小麦輸出に大きな制限がもたらされる（⑦*Tracts*-2nd Report, pp. 133, 5, 7, 9)。また「メクレンブルク産の平均的小麦がイギリス市場に陸揚げされて販売されるまでに、一クォーターにつき〔生産費三一シリング、運賃等一四シリング、計〕四五シリングのコストがかかるとすると（ただし、このコストにはファマー・商人への利潤や地主への地代は含まれない）、またイギリス産小麦が六〇シリングで販売されている時にはメクレンブルク産小麦は〔その品質の悪さのゆえに〕五二シリング以上で売れないとすると、〔メクレンブルクで〕小麦耕作の拡大が生ずるのを気づかうべき理由は全くない」(⑦*Ibid.*, pp. 46-47)。つまり、イギリスでの小麦価格が六〇シリングの場合には、何ら関税を課さなくとも、ユンカーへのレンテと商人への利潤とはわずかだから、当時大陸で最も安価に小麦を輸出しうるメクレンブルクでの小麦生産の増大は生じないのである。しかもメクレンブルクで小麦の生産費が安い理由は、小麦の作付面積が極めて狭い肥沃地に限られていることにある。テューネンのテロー農場でさえ小麦作付地は全耕地中の十一分の一以下である（⑦*Ibid.*, p. 133)。

更にジェイコブは一五年穀物法を厳しく批判する。一五年穀物法は、ヨーロッパ大陸には大きな小麦輸出能力が存在するという誤った前提で制定され、こうして一クォーター八〇シリングを超える場合を除いて「国内市場の独占」が穀物生産者に与えられた。だが、これまでの厳しい農業不況の経験が示すように、輸入量は少ないのに穀価は大きく下落した。それはなぜか。一五年穀物法は穀物輸入を不規則にし、そして大陸に人為的な穀物の貯量を形成させた。この人為的な貯量をみて、政府のみならず穀物商人、また小農業資本家だけでなく大農業資本家までもが大陸では穀物の大きな剰余が存在するという誤った評価をするに至った。つまり、大陸の穀物輸出能力についての過大評価が人々の間に根づいてしまった。このために豊作の予測やわずかの穀物輸入は国内での穀物の売り急ぎを生み、穀価が急落するのである。すなわち「農業利害を苦境におとしいれるのは、輸入禁止が存在しないならば規則的にイギリスに入ってくるであろう〔大陸からの穀物〕供給ではなくて、この〔人為的につくられた〕累積なのである」(⑦*Ibid.*, pp. 107, 123, 127–128)。こうして、一五年法は穀物取引の自由を制限し、取引に伴う投機が長期的に需給を均衡させ価格を安定させるのを妨げている。なぜならば、「トレイドの自由（the freedom of trade）が大きければ大きいほど、価格の調整はより正確になされるだろう」からである。一五年法は、一言でいえば「正義のルールに反する」。トレイドの自由への制限は「例外であって行動の原則ではない」(⑦*Ibid.*, pp. 115, 127, 117)。

ここにおいてジェイコブは、穀物の自由貿易という立場に最も近づいたといえる。[4] 議会でたびたび穀物法改訂動議を出したことで知られる、自由貿易論者W・W・ホイットモア(W. W. Whitmore)がジェイコブの二六年の『報告』の結論を「穀物の自由貿易〔を支持する〕見解」と呼んだのは自然であった。[5] またホイットモアは二八年のジェイコブの『報告』についてもこう言及している。「〔穀物輸入〕制限制度は有害であるばかりではなく、わが国人口が増加

するにつれてその有害な効果はますます強く感ぜられるようになろう。この論点についてもジェイコブ氏は自分と一致する」[6]と。

本稿の課題は以下の二つである。第一は、右のような過程をへて保護から自由へと接近したジェイコブの著作のうちで、後の穀物法論争に決定的な影響を与えた[7]二六年と二八年の二つの『報告』における、大陸諸国の小麦輸出能力に関する彼の分析に検討を加えること――ただし、筆者の前稿「自由貿易と農業」はある程度この課題を果しているので、本稿をそれを補強するにとどまる――。第二は、ジェイコブの二つの『報告』がそれ以降、特に穀物法を批判する論者のなかでどのように用いられたかについて検討を加えることである。これによって、ジェイコブの二つの『報告』の穀物法論争史上の意義はかなりの程度確定されるはずである。またイギリスの自由貿易政策の展開のなかで最大の重要性をもつ穀物法の廃止が、どのような前提のもとで実施されたかについても一定の視角が得られることになろう。

(1) トマス・トウック(Thomas Tooke)の言葉を引用しておきたい。「自分の資本がきわめてかぎられているので、地代の支払および自らの農作業にたいする支出のために、彼らの作物の一部を、収穫のあと脱穀して販売できる状態にすると直ちに、市場に持ち出さなければならないという人が非常に多い――そして農業者のように広範な階級のなかには、そういう人がどうしても多いに違いない。この農業者階級の中でも、地代〔の支払〕が遅れあるいは銀行家に負債を負ってその支払に迫られているような人々は、収穫の直後に彼らのストックの全部またはほとんど全部を売ることを強制される。こうして各収穫の終ったときに多かれ少かれ必要に迫られて持ち出され供給は、……明らかに豊作の場合には、価格を押し下げる思惑の影響を倍加する促進力となる」(Thomas Tooke and William Newmarch, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, during the Nine Years 1848-1856*, vol. 5, p. 168, 1857. 藤塚知義訳「『物価史』第五巻(その一五)」、『武蔵大学論集』三三巻一号、一九八五年)。一九世紀後半になっても右のような状態なのであった。

（2） Lord Ernle, *English Farming Past and Present*, 1917 (reissued, New York, 1972), p. 319.

（3） F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, London and Toronto, 1963, pp. 232-233.

（4） ただし、つづいてジェイコブがあくまで例外的にではあるが、農業に対する「妥当で現実的な保護(due and real protection)」を認めたことをしるしておかねばならない。すなわち、本文で述べたように、トレイドの自由の意義が大きいにもかかわらず、現状のように大陸諸国の小麦輸出能力は極めて小さく、それを増大させようとすると価格が大きく上昇するという事情の下では、更に加えて、一五年法のために大陸の小麦輸出能力が過大評価され、平均すれば少量にすぎない小麦輸入が小麦の売り急ぎをもたらし、そして価格急落→農業不況によって国内小麦生産に有害に作用しているという事情の下では、「一〇〇パーセント完全にというわけではないが、少くとも主要にはわれわれはわれわれ自身の供給に頼らねばならない」。つまり、イギリスが穀物自給率を高く維持しない場合には、国民に十分な穀物を供給するためのコストはかえって高くつくのである。それゆえに、この場合の農業保護は内容的には、「〔小麦〕価格があまり高くならないように消費者を保護する」ものであった(⑦*Tracts*-2nd Report, pp. 98, 118-119)。ジェイコブのいう「妥当で現実的な保護」の中身は具体的ではないが、二六年の『報告』の結論、またメクレンブルクでの小麦供給能力についての議論等から、それは自由貿易に接近したものであったと、筆者は判断する。この判断については、筆者の「自由貿易と農業」(前掲)をみられたい。ただし、右のジェイコブの農業保護を容認した部分のみを引用して、反穀物法同盟 (the Anti-Corn Law League) と対決した匿名著者がいたことも事実である。この著者は、「われわれは、綿工業者を富ませるために農業関係者を破滅させよ、と要求されているのだ!」、「安いパン (cheap bread) と呼ばれるものは、飢餓 (no bread at all) への第一歩にすぎないだろう」と述べ、農業保護の必要性を強調するが、その際ジェイコブの二八年の『報告』の右の部分のみを引用して自己の正当性を権威づけようとしている (J.D.C., *An Address to the People of the United Kingdom on the Corn Laws*, London, 1839, pp. 20, 28, 17-19). だが、本稿がこれから示すように、ジェイコブの『報告』を農業保護の正当性を理由づけるために用いたのは例外に属する。

（5） 一八二六年四月一八日のホイットモアの議会演説。*Parliamentary Debates*, new series, vol. 15, p. 334.

（6） 一八二八年四月二五日のホイットモアの議会演説。*Parliamentary Debates*, new series, vol. 19, p. 149.

（7） ここでは、二八年の『報告』についてのD・G・バーンズの言葉を引用しておく。「ジェイコブの第二『報告』は、二八

年穀物法を作成した人々にはほとんど影響を与えなかったが、それ以降の自由貿易論者には多大な影響を有した」(D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws from 1660-1846*, 1930, rep. New York, 1965, p. 210.)

二　穀物法批判者と二つの『報告』

J・R・マカロック(John Ramsay McCulloch)の穀物法問題に関する論調は、一八二二年から二四年の間に微妙な変化をみせている。二二年二月の『エジンバラ・レヴュー』に「農業不況――原因と救済策(Agricultural Distress—Causes—Remedies)」[(1)]と題する論説をマカロックは執筆している。また二四年一〇月の同誌にも「外国穀物の価格――穀物法の廃止(Price of Foreign Corn—Abolition of the Corn Laws)」[(2)]を発表している。両論説に共通する論点はこうである。一五年穀物法の輸入制限によってイギリスでは劣等地耕作が進み、このため国内穀価はヨーロッパ大陸の穀価に運送費を加えた水準よりも人為的に高く維持されているが、このような人為的な耕作拡大は天候条件等によって豊作となった時には、外国からの輸入はほとんどないのに、穀物需要が非弾力的なこととあいまって、穀価の激しい下落をもたらす。なぜならば、劣等地耕作が進んでいるためにイギリスの穀価水準は大陸諸国に比べて著しく高く、豊作によって生じた過剰穀物は価格が大きく下がらない限り輸出できないからである。しかもこうした穀価の大下落は当然に穀物作付を減じ、ここで天候不順のために不作となれば、小麦についていえば一クォーター八〇シリングになるまで輸入は禁止されているから価格は急上昇する。このため再び作付は拡大され劣等地耕作は進む[(3)]、と。つまり一五年穀物法は極端な低穀価と高穀価とを、そして作付拡大と縮小とを交互にもたらすのであり、現在の低穀価――二二年二月の小麦価格は一クォーター四八シリング六ペンス――の、また農業不況の原因は「外国

穀物の輸入にではなくて、その排除にある」(4)。だから穀物法を廃止し穀物の自由輸入が実施されれば穀価のこうした大きな変動はなくなり、穀価は安定するというわけである。

ところが、二二年と二四年の両論説は以上のような共通点をもちながらも、穀物法の廃止がイギリス農業に与える打撃はどうかという論点については、つまりどれだけの土地が耕作から排除されることになるかという論点については見過すことのできない論調の変化があるように思われる。両論説とも、自由輸入がおこなわれた場合に平年に輸入される小麦価格を一クォーター五五シリング程度（大陸での価格四五シリング・プラス・運送費等一〇シリング）とみなしながらも(5)、二二年の論説ではイギリス農業への打撃の推定は一般的な議論にもとづいてなされており、その限りでかなり大きいと読者にはうけとられる内容になっているのに対して、二四年の論説では議論はヨリ具体的になされており、また明らかに力点は打撃が小さいことに置かれている。

二二年の論説では、穀物の自由貿易が実施された場合には「かなりの量の劣等地 (a considerable quantity of inferior land) の今後の耕作が阻止される」こととなり、こうして「現在貧しい土地の耕作に使用されているかなりの数の人々 (a considerable number of the persons) がそのエンプロイメントからなげ出される」と述べられている。そしてこの場合、耕作が放棄される劣等地に投下された資本が失われることはやむをえないのであって、これに文句を言うのはアークライトの紡績機の発明によって旧式の機械がとって代わられたことに文句を言うのと同じように馬鹿げたことなのである(6)。以上のようにこの論説でのマカロックの議論は、「かなりの量」の劣等地耕作の放棄という域を出ないのであって、穀物法廃止のイギリス農業への影響は今ひとつ具体的ではないし、同時に「かなりの量」という言葉の限りではその影響は小さくはないと受けとられるものであった(7)。二二年初頭の小麦価格は一クォー

ター四八シリング程度であり、自由貿易がおこなわれた場合に平年において輸入される価格と推定された五五シリングを下廻っているにもかかわらず、自由貿易による劣等地耕作の放棄を今ひとつ具体的ではなく「かなりの量」と述べるにとどまったのは、この論説の執筆時には今だ農業不況の帰趨が定まらなかったからではないかと思われる。すなわち、穀価下落に対して個々の農業者がとる対応は、まず始めは作付面積を拡大して価格下落を生産量増大で補うことであるが、マカロックはこうした農業者の対応は昨年も極めて一般的におこなわれ、また今年もそれが続きそうだと判断しているのである(8)。つまり、国内での過剰生産に伴う作付面積の調整過程は今だ完了していないのであった。それゆえに、「〔対仏戦争下の〕高穀価の期間に耕作にひきいれられた貧しい土地」が耕作を続けることはありえないという言葉はありはするものの、議論はなお一般的であった。

ところが二四年の論説では農業不況の帰趨が定まったという判断のうえで、穀物法廃止のイギリス農業への影響は極めて小さく考えられている。すなわち、穀物貿易の事情に通じた人々の意見を総合すると平年時にイギリスに輸入される小麦価格は一クォーター五五―六〇シリング程度であり、しかも実際よりもはるかに大きな輸入量を推定してみても国内小麦消費量からみればそれはわずかな部分にすぎない(9)。他方現在の小麦価格は五五シリング二ペンスである。つまり「現在イギリスの穀価は大陸の普通の水準程度に低い。またある政策的制度から他のそれ〔＝戦争から平和（この場合、一九年の兌換再開も含めて考えられよう）〕への移行につきものの変動と混乱とはすべてすでに生じてしまった。地代と賃金は減少した。多量の貧しい土地は耕作を放棄された。現在、生産活動は新しい秩序に適応している」(10)。この文章にある、耕作がすでに放棄された「多量の貧しい土地」とは、別の箇所で穀物法廃止によって耕作が放棄されるのは「一八〇九―一四年の大々的な耕作熱（the high farming mania）の期間に耕作に引き入れられ

た貧しい土地の大部分」と述べられているのと内容的にはほぼ同じと考えてよいであろう。なぜならば続いてマカロックが言うように、たとえ穀物法が存続しても、国内穀物の過剰生産にもとづく厳しい農業不況のために「こうした土地の最終的な〔耕作〕放棄は、穀物貿易への制限が廃止されようがされまいが、確実に生ずるにちがいない」からである。(11)

したがってこういう事態においては、穀物の自由貿易によって穀価が下がることはない。すなわち、「現行穀物法の廃止がわが国に外国産穀物を殺到させるとか、わが耕地の大きな部分を牧場に転換させるとかいう結果をもたらすと想像することは、明らかに嘆わしい誤謬なのである」。(12)つまり一八一九年以降外国穀物の輸入がほとんどない中で国内穀物の過剰生産によってもたらされた価格水準と耕作の水準とは、穀物法の廃止によってこれ以上下げられることはない、とマカロックは言うのである。そしてマカロックは、穀物法の廃止によって穀価の大きな変動とその結果としての高穀価下での救貧税の増大とはなくなるから、農業者も地主も穀物の自由貿易から利益を得ることを強調している。

二四年のこの論説以降、マカロックの穀物法問題についての強調は、国内での農業改良の進行（特に三〇年代以降）を背景にして農業改良の実際上の効果は地代を引上げることであるという論点を含みながら、穀物法廃止はイギリス農業に打撃を与えない、またかえって利益をもたらすという点に置かれていく。(13)たとえば、一八四一年に出版されその年のうちに六版を重ねる売行きをみせた著作のなかで、マカロックはこう述べている。「農業関係者は、穀物法の全面的な・無条件の廃止からさえ何も恐れることはない。〔自分は全面・無条件廃止に反対だが〕そうした方策が実施されても一エーカーの土地も耕作からひきあげられないし、地代に影響を与えることもないであろう。〔穀物

法がなくとも」土壌の優越さ、農民の熟達、商工業階級の富が農業のひき続く繁栄を保証するだろう」[14]。

だが、穀物法の廃止がイギリス農業に与える影響を小さくみるマカロックにとって今ひとつ重要な問題は、二四年の論説でもふれられた外国穀物の価格水準とその供給能力ということであった。当時イギリスへの穀物供給地として最も重要なものはヨーロッパ北部、特にバルト海貿易であったが、マカロックは二四年の論説ではこの地域での穀物価格と過去の特に小麦輸入量とについてのデータを、J・J・オッデイ『ヨーロッパ商業』(J. J. Oddy, *European Commerce*, 2vols., Philadelphia, 1807) や一八二一年下院農業不況委員会でのW・E・グレイド (W. E. Grade)、E・ソリイ (Edward Solly)、そして本稿が中心的にとりあげるウィリアム・ジェイコブ等の証言からとっている。そしてその上で、「平年には外国産小麦は一クォーターあたり五五—六〇シリング以下ではイギリスに輸入されえなかった」[15]ことを強調し、また国内小麦価格が一クォーター六〇シリングの場合には北ヨーロッパから輸出しうる小麦量は七〇万クォーター以下であるというソリイの証言をつかって、もし自由貿易の下でこの輸出量が二倍になっても一四〇万クォーターであり、「大ブリテンの小麦の全消費量の二〇分の一以下」だというのである[16]。一四〇万の二〇倍は二八〇〇万だから、当時の大ブリテンの小麦消費量を過大に見積っている(もしくは、「全消費量」を小麦だけでなく全穀物消費量とすれば、それを過小に見積っている)といわねばならないが、ともかくここでのマカロックの真意は、穀物の自由貿易によってイギリスからの小麦需要が規則的になり、このため北ヨーロッパでの小麦輸出能力が大きく(=二倍に)増大したと仮定してみても、その量は大ブリテンの小麦消費量からみれば大きくはない(=二〇分の一以下)ということだろう。

さてこのマカロックの論説から約一年半の後に、主にバルト海沿岸地域での穀物生産ならびに穀物価格の現状と将

来の見通しとについての詳しい調査報告があらわれた。商務省(Board of Trade)の穀物統計調査官であったジェイコブが二六年四月に議会に配った『外国穀物貿易ならびに北ヨーロッパの農業についての報告』（原題は前掲）がそれである。このジェイコブの『報告』は、バルト海沿岸地域での特に小麦の輸出能力が現在・将来とも極めて小さいことを強調していたから、穀物法廃止のイギリス農業への影響を低くみるマカロックにとっては、自分の主張の重要な柱として使いうる、まさに貴重な『報告』であった。マカロックは早速、二六年九月の『エジンバラ・レヴュー』にジェイコブのこの『報告』をとりあげて「穀物法の廃止(Abolion of the Corn Laws)[17]」という論説を発表した。

マカロックはジェイコブの『報告』に讃辞を惜しまない。バルト海沿岸のポーランド、プロイセン、ロシア領での「穀物供給の現状とその増大の可能性とについての信頼できる情報」を収集するために、政府はジェイコブを当地に派遣した。「ジェイコブは過去にドイツ北部やプロイセンを訪れたことがあった。彼が統計的調査に十分な注意を払ってきたことはよく知られていたが、同時に彼は農業の実情についても細部にわたって完璧な知識をもっていた。帰国後彼が提出した『報告』は、〔同地への〕派遣には彼が適任であったことを十二分に証明している。あらゆる点で、この『報告』は最も貴重な記録である」。マカロックは更に続ける。「ジェイコブ氏は最良の情報源をすべて手にし、それらを熱心に利用した。そしてプロイセンならびに下部ポーランド地域における土壌の自然的な肥沃さ、農業組織、農村人口の現状といった問題についての極めて正確で綿密な詳論を呈示した。彼が収集し詳述した事実と観察とから、ポーランドの北部諸州また北ヨーロッパ全体の穀物増産能力は普通に考えられているよりもはるかに小さいことがわかる。農業技術はほとんどどこでもまったくの最低水準にある。沿岸諸州の土壌は貧しい砂地で不毛である。Massovia, Gallicia, Volhynia といった極めて遠いポーランドの各州は比較的豊かな土地であり、かなりの量の輸出

用穀物を容易に供給するようになるかもしれないが、海から非常に遠く離れており、穀物をダンツィヒまで運ぶ費用が平均して一クォーターあたり一二―一八シリングもかかることが、これらの諸州がおよそ大輸出地方となることへのほとんど打ち勝ちがたい障害となっている」[18]。

以上のようにマカロックはジェイコブの『報告』の要旨を紹介し、穀物の自由貿易がイギリス農業へ与える打撃が小さいことをくり返し強調している。「地主と農業者は勇気をもってよい」[19]のである。

× × × × ×

『エコノミスト』の創刊者として知られるジェイムズ・ウィルソン (James Wilson) は、一八三九年に出版した『穀物法の影響』(*Influences of the Corn Laws, as affecting all Classes of the Community, and particularly the Landed Interest*, London, 1839) において穀物法の廃止によって農業関係者はむしろ利益を得ることを強調している[20]。ウィルソンによると、穀物法についての従来の論争は穀物法の実際の影響を過大に評価したうえでなされてきた。すなわち、穀物法を批判する工業関係者は穀物法を廃止すれば穀物価格は現在の半分になり、またその結果賃金も半分になり、そして工業品価格は低下し、その輸出は急増すると想定している。他方穀物法を支持する農業関係者は、穀物法が廃止されれば穀物自給率がすぐに五〇パーセントまで下がるかのように考えている。だが、こうした両者の考えには何の根拠もない。そしてウィルソンはこの点を証明するために、「抽象理論」に時間を費すことを避けて一八一五年以降の「穀物法の作用についての統計と歴史的事実」との検討に力を注ぐ、と述べている (pp. 2-5)。

従来の穀物法をめぐる論争が穀物法の過大評価のうえでなされてきたことの第一の原因として、ウィルソンは「ヨーロッパ大陸での小麦供給能力――その生産費についてであれ、また生産可能量についてであれ――に関して

万人が抱いている過大な信頼」をあげる。つまり、大陸小麦の価格があまりに低く、またその輸出可能量があまりに大きく想定されたために、農業関係者は自由貿易の下での被害の大きさを、工業関係者は穀物法の下での被害の大きさを共に誇張することになったのである（pp. 53-54)。したがって穀物法の、またその廃止の影響を正しく評価するには、なによりも大陸小麦の供給能力を正確に見なければならない。特に「近年、農業の諸改良と機械導入による労働の節約とによって［イギリス国内での小麦の］生産費は以前よりも極めて低くなっている」(p.56)という事情があるから、なおさら大陸での小麦の供給能力についての正しいデータは必要なのである。

ウィルソンによると、「大陸での耕作の費用と範囲とについてわれわれが有する最高にして最良の公式情報は、一八二七年にこの問題を調査するために大陸を公式に視察した後、翌二八年に商務省に提出されたジェイコブ氏の『報告』の中にみいだされる」(p. 59)。——ここでいわれるジェイコブの二八年の『報告』とは、「北ヨーロッパ諸国の農業と穀物貿易とについての報告」（原題は前掲）のことであり、彼の『穀物貿易と穀物法とについての小論』（原題は前掲）という著作の三論説中の第一論説として入れられている——。ウィルソンの言葉を続けよう。「ジェイコブ氏はメクレンブルクの［小麦生産］能力について非常に詳しく述べている。というのは、地理的位置やその他の事情からしてメクレンブルクはどこよりも安くわが国に小麦を供給しうるからである。／ジェイコブ氏は『報告』の付録に、メクレンブルクでは最良の部類に属する所領の所有者であり耕作者であるテローのJ・H・フォン・テューネン氏（J. H. Van Thuenen of Tellow）からの極めて詳しくまた知性に富んだ手紙の写しを載せている。この手紙は、テューネン氏が大陸の大多数の耕作者よりもいかに優越しているに相違ないかを十二分に示している」(p. 60)。

ウィルソンはテューネンのテロー農場での小麦のコスト計算、またシュレスウィヒ、ホルスタインでのそれをジェイコブの『報告』に従って紹介した後に、小麦の運送費が陸上輸送の場合に距離に比例していかに大きく増大するかという点について、特にこう述べている。すなわち「小麦を市場に運ぶ費用は全面的に距離に依存している。ジェイコブ氏はこの点について極めて興味深い表を示している。この表はメクレンブルクの知性に富んでいて広い農場を耕作しているある人物の経験に基づいている」(p. 61) と。このメクレンブルクのある人物とはテューネンのことであり、ジェイコブの示した表はテューネンの『孤立国』の第一部 (一八二六年) 第一編第四章「穀価の決定」での表と同じなのである。[21]

ウィルソンの議論に戻ろう。ウィルソンは、右のようにジェイコブの『報告』やプロイセン官報等によって大陸での小麦の生産費や運送費等のコスト計算をおこない、大陸小麦は運送費や品質の差を考慮すればイギリス産小麦よりも輸入価格が高くなるという結論に達した。すなわち「大陸における最も豊かで最も安価で最も広い小麦生産国〔＝プロイセン〕からの小麦輸入の費用は、平年には、最も厳格な〔輸入〕禁止法の下でのわが国の実際の平均価格よりも、一クォーターにつき少くとも二シリング一〇ペンス高いであろう」(p. 73)。ウィルソンは以上の大陸小麦の価格についての算定につづいて、その輸出量についても検討を加える。「この問題について〔も〕ジェイコブ氏は、前にふれた彼の『報告』で非常に価値ある情報を与えている」(p. 86)。ウィルソンの結論だけを示せばいいであろう――大陸の小麦の輸出能力は小さい。その全部がイギリスに輸出されると仮定しても年七〇万クォーター以下にしかならず、それは大ブリテンの二週間分の消費量でしかない。更に、穀物法の廃止による国内価格の安定は大陸の小麦剰余の減少をもたらすであろう (pp. 86–94)。

かくして、イギリスの農業関係者は大陸との競争を恐れる必要はない。むしろ恐るべきなのは、そして過去において農業不況をもたらしてきたのは国内での過剰生産なのである。「穀物法によって示されるみせかけの利益を手にしようとして途方もない程に発揮される、自分自身の過度に刺激された力（its own over-excited and stimulated power）以外には、わが国のランディド・インタレストは恐るに足る競争相手をもってはいない」（p. 81）。これが大陸小麦の供給能力を検討した――そして本稿ではあまりふれなかったが、国内農業の改良の進行を背景にした[22]――ウィルソンの結論である。

× × × × ×

ジェイコブの二つの『報告』をつかいながら、穀物法廃止のイギリス農業への打撃を極めて小さくみ、そして穀物法廃止を機にイギリス農業の発展が本格化することを主張したいまひとつの例をあげたい。自らが実際に農業者であるR・G・ウェルフォード（Richard Griffiths Welford）が著した、『穀物の自由貿易は農業者にどのように影響するだろうか？――穀物法のイギリス農業への効果の検討』（*How will Free Trade in Corn affect the Farmer? being an Examination of the Effects of Corn Laws upon British Agriculture*, London, 1843）がそれである。ウェルフォードによると一八三四―三六年の農業不況は、国内穀物の過剰による低穀価に対しては穀物法は農業関係者を少しも保護しえないという現実を誰の目にも明らかにすることによって、彼らの中に「穀物法の廃止は単に時間の問題だ」という考えを生みだすことになった[23]。三六年の農業委員会の議長であったショウ・ルフェイブルも言うように、苦境は主に冷粘土質の土壌で小麦に頼っている農業者に特に重く感ぜられている[24]。こうした土壌では排水が施されない場合には家畜飼料用作物の栽培には限界があり、このため肥料が十分に得られないだけでなく、肥料投入の効

果も弱い。また家畜の販売による利益も得られない。こうした土地の改良のためには多額の投資が必要であり、そのためには地代やその他の支払いが低穀価に即応して調整されねばならない。ところが穀物法が時たまもたらす高い小麦価格に刺激されて、地代等の調整は十分になされないし、小麦栽培に適さない土地にまで作付がなされてしまう。すなわち「保護という観念が農業者と地主との心に残っているかぎりは、……農業の成功に現在是非とも必要な農業上の諸改良」の緊急性は正当に評価されない。「今こそ穀物法を廃止すべきだ」。それを延ばすと、豊作が起こればもう一度厳しい不況を経験しなければならなくなる(25)。

しかもウェルフォードによれば、イギリス農業は外国との競争を恐れる必要はない。外国との競争は、現在「最良の耕作がおこなわれている地域での最良の経験を全土に採用すべく強制するという効果をもつにすぎない(26)」。また、北ヨーロッパでの小麦の輸出能力も大きくない。政府は一八四一年にジェイムズ・ミーク(James Meek)を北ヨーロッパに派遣してそこでの穀物のコストと供給量とを調査させた。「ミーク氏の『報告』は、同地についてなされた一八二六年と二八年のジェイコブ氏の二つの『報告』とぴったりと一致している(27)」。なおミークの『報告』の結論は、平年時に同地から輸出される小麦量を二〇〇万クォーター強と見積ったようであるが、ウェルフォードはこの量は国内小麦消費量からみれば大きくないと判断したし(当時の大ブリテンの年消費量の九分の一弱か)、現に穀物法の下で一八三八―四一年の時期には年平均でこれだけの小麦量が輸入されていたのであった。だからウェルフォードの力点は、穀物法が廃止されても現在より小麦輸入量はそれほど大きくはならないということであった。ともかくウェルフォードの結論はこうであった。すなわち「最も完全な穀物の自由貿易の下において利益をあげて輸入されうる外国穀物の最大量をとってみても、それはわが国の全消費量と比べれば非常に小さいであろうから、穀物の自由貿易がブリ

テン市場にもたらしうる効果はせいぜいのところ穀価の突然の変動や不作時の異常な高価格を防ぐということであろう。だが［イギリスの］天候が良い年には、大陸の劣った農業が大ブリテンの農業といやしくも競争しうるかどうか疑わしい」。(28)

穀物法の廃止のイギリス農業への影響を以上のように考えるウェルフォードは、ジェイコブの二つの『報告』をいかにも実際の農業者らしい（マカロックやウィルソンとはちがった）視角でみている。ウェルフォードが注目したのは、北ヨーロッパでの作付様式は基本的には三圃制度を出ていないので地力の維持は十分でなく、また特にポーランドではこうした古い作付様式の上で長年にわたって多量の穀物を輸出しつづけた結果、現在では地力が涸渇しつつある、というジェイコブの言説であった。ウェルフォードはこう述べている。――ジェイコブの二つの『報告』は、穀物の自由貿易をした場合に北ヨーロッパから輸入されうる穀物量とその価格とについての誇張された見解を正すうえで効果があった。ジェイコブによると「ポーランドのクラコウ（Cracow）に隣接する部分を除くと、われわれが通常穀物生産国とみなしてきた北ヨーロッパの広大な地域の土壌は言われる程には高い自然的肥沃度を有してはいない。またどこにおいても住民の資本が許す限度まで作付されている。実際、これらの国々の土地は全て連作のために疲弊している(over-cropped)。また、家畜を飼って地力を回復するのに必要な資本を地主はもっていない。更に天候上の理由から、イギリスの改良［農法がなされる］全地域で非常な成功をおさめているあの green cropping 制度はできない」。ジェイコブは、メクレンブルクのあるユンカーがいわゆるスコッチ・ファーミングを採用しようとしたが、「冬の厳しい寒さや夏の暑さと旱魃のために、改良農業が要求する十分な家畜を飼うのに必要な green crops がしばしば不足し」、結局その導入を放棄した例を示している。一般に作付様式は三圃制を出ていない。「こうした制度で

は面積あたりの収穫が非常に少ないのは当然である」。プロイセンでは小麦・ライ麦・大麦・オート麦全体を平均して、播種量に対する収穫量は四倍にしかならない。また面積あたりの家畜数もイギリスの四分の一以下である。またポーランドでは、地力回復が不十分なまま多量の穀物を輸出するという事態が二世紀も続いている。

ウェルフォードは、ここでジェイコブの二八年の『報告』から次の言葉を引用している。すなわち「穀物が二度続けて収穫され休閑以外には土地を回復させるための手だてが何もなされないような作付制度では（これがポーランドの作付制度なのだが）、われわれの知っているどんな良い土地も地力が涸渇するだろう。ポーランドを旅行中各地で耕地を見るたびに……過度の連作によって地力の涸渇状態に近づきつつあるという印象をえた」。ポーランドのこうした状態と対照的なのがイギリスである。ジェイコブの二六年の『報告』には次の言葉がある。「イギリス農業の進歩の、またわが耕地の優越した生産力の主な原因のひとつは、分解されて肥料となりうるものをわが国がほとんど輸出しないで多く輸入していることである(29)」。

× × × × ×

以上みたようにジェイコブの二つの『報告』は、穀物法批判者が同法廃止のイギリス農業への打撃が小さいことを強調する際に、それぞれの意味で役立てられたのであった。

ジェイコブの二つの『報告』は、東エルベのユンカー経営の・またポーランドでの賦役経営の農業生産力の低度を、土地制度的・農業経営的視角から鋭く剔抉しているが、筆者はすでに「自由貿易と農業」でその概要を述べた。ここでは二つの『報告』それぞれから、同地を中心とした農業生産力の実態についての文章を、やや長文であるが、引用することによって前稿での不備を補いたい。

引用文Ｉ（二六年『報告』より）「この『報告』のポーランド王国に直接に関係する所で述べられたことから、耕作者たちが被った損失のために彼らの資本の不足は極めて広範に生じているので、短期間に耕作の大きな改良をおこない、生産物を極めて大きく増加させることは彼らにはほとんど不可能であるにちがいないことがわかる。家畜はおおいに不足している。これは実際、資本の欠乏のせいであろうが、このために小麦生産の急速な拡張に障害がもたらされている。肥料がなければ、小麦は利益をあげて生産しえない。土地の広さにある程度均りあった量の家畜がいなければ、肥料は得られない。ある程度は、肉ではなくて羊毛から得られる利潤のために、地主はいくらかの羊を飼っているが、肉を食べられるような層の消費者がいないために、家畜が大きく増加するには困難があるにちがいない。ポーランドの人口の大部分は非常に貧しくて、肉を食べることなど出来はしない。ライ麦パンを食べほとんど変わりばえのしない食事に慣れてしまっている人には、肉を食べていないということはほとんど感じられはしない。／労働階級も、最低の生活必需品の供与は保証されているので、仕事のやり方を大きく変えたり、これまで慣れてきた以上の力や技能を発揮したりしようとはほとんどしない。／労働階級はつねに怠惰で、無器用で、下品で、大酒のみで、賢明なる上層者が導入しようとする改良には反対してきた、といつも言われているのには多分理由がある。／……ポーランドでの工場の増大とそれに通常は伴うところの人口増大とは、国内での穀物消費者を多数生むことになり、この結果外国へ輸出しうる余剰穀物は大きく減るだろう。工業者が小麦をほとんど食べないことは確かだが、ライ麦需要の増加はライ麦栽培を生産者にとって最も利益があがるようにするだろう。したがって生産者は、別の事情の下でなら小麦栽培に向けていたであろう土地のうちのいくらかをライ麦栽培に向けることになろう」（⑥*1st Report*, pp. 113-115)。

引用文Ⅱ（二八年『報告』より）「フランスの大部分、ドイツの更に圧倒的大部分、プロイセン、オーストリア、ポーランド、ロシアのほとんど全部の耕作制度は、お粗末な様式をなしている。それは三圃制農業(the three-course husbandry）と呼ばれていて、第一は一年間の完全な休閑、第二は冬穀物で主にライ麦――ただし用いうる肥料に応じて一部が小麦――、第三は夏穀物で大麦やオート麦からなっている。時折小さな偏差がみられる。ある場合には休閑の代りにジャガイモが、ある場合には豆類が栽培される。しかし、いずれも一般に確立した制度のほんのわずかな例外でしかない。このような制度の下では、収穫高が播種量の四倍を大きく超えないというのも不思議ではない……。／穀物のように地力を消耗させるものを連作すれば、考えられうるどんな良地でもやがて地力が疲弊するにちがいない。この地力の消耗のプロセスは、土壌の〔自然的〕肥沃度に応じて、また休閑中に最大量の酸素を吸収しうる土壌中の構成粒子の割合に応じて速かったり遅かったりしよう。しかしどんなにペースが遅くとも、地力は段々段々悪化してゆくにちがいない。／耕地はほとんどが一般に囲込まれていず、変りやすくきびしい天候の有害な作用にさらされている。古い封建的な保有制度がなお続いている。幾つかの地域では修正され、また事実緩和されているが、上述の国々を全体として考える場合に考慮に入れねばならぬ程のことではない。農民は大部分が農奴（*abstricti glebæ*）である。近年の〔農民解放〕令によって彼らの状態に変化があったところでも、彼らの地位に看取しうる改善が実際に生ずるためにはなお時が足りない。人手や家畜による労働は通常は土地保有の条件であり、したがって労働は極めて怠慢にまた不十分になされている……。／地主は自分の直営地以外に借地人の土地でも、収穫から次の播種時までなら家畜を放牧させる権限をもっている。このために、地力を肥やす中間作物を栽培しようとしても、地主の権限を侵害することなしには出来ないのである。／土地の耕作者は、ほとんどもしくは全く資本を蓄積していない。地主か

ら最下層の農民に至るまで、皆が一様に処分しうるファンドを欠いている。地主は土地をたくさんもっているだけであり、自分の土地が抵当権を設定されたり年金支払義務を負ったりすることがなければ、それで十分なのである。農民は、自分自身が家畜や農具の所有者であろうが、それとも地主から土地とともにそれらを使用する権利を与えられているだけであろうが、毎年毎年自身の生産物を食べ・自身で羊毛や亜麻を生産し・そしてそれを織ることで満足して生活している。彼らは、地主に支払うべき貨幣地代の小部分でも得られるだけの剰余生産物を販売できれば、それで全く満足なのである。／住民の圧倒的大部分が（ある場合には全人口の一〇分の九が、またある場合には五分の四が）農産物の生産者であるようなところでは、これら農産物を購入する少数の人々から得られる貨幣額は当然に極めてわずかであるから、とても大きな資本の蓄積はできないのである」（⑦ *Tracts*-2nd Report, pp. 140-141）。

引用文Ⅲ（二八年『報告』より）「〔メクレンブルクやホルスタインはイギリスに最も安く小麦を輸出することができる。〕だがこの力は、小麦栽培に向けられる土地が極めて狭い範囲であるということから主に生じている。最良の耕作がなされている農場のうちのほとんどで、小麦が栽培されている面積は十一分の一以下である。また資本が少なく・より低い段階の農業が営まれている農場では、全小麦作付地は耕地の三〇分の一にもならない。小麦地を拡大しようとすれば、〔耕作〕制度を変更しなければならない。耕作者は耕地のより大きな割合を穀物と休閑とに振り向け、そうして家畜を減らし・この結果厩肥の補給を減らさねばならないか、それとも、厩肥や……休閑なしには種子と労働との費用を超えた産出が不能な土地に、〔より完全な耕耘のために〕もっと多くの馬の力を費さねばならぬかのどちらかである。したがって〔いずれにせよ〕小麦の作付を大きく増加させるためには、小麦の年間全生産費用は大きく増大しなければならぬであろう。／もし同一分の肥料が……より広い土地に施されるならば、このより広い土地が

生みだす小麦の増加量は［小麦増産に必要な］労働と種子との費用の増加を償わないだろうし、続いて栽培される作物の収穫量の減少がその結果として生ずるだろう。……カナダや喜望峰やオーストラリアのような新開国では、もっと土地が耕作され種子がまかれれば収穫量も増大するだろう。だがヨーロッパのように旧くから開けており人口稠密な国では事情は全く異なる。またカナダ等の新開国においてさえ、いかにその土壌が元々肥沃であっても、穀物を連作すれば地力は極めて急速に奪いとられるのであり、人為的で外部的な方法による肥沃度の回復を必要とするのである」(⑦*Ibid.*, pp. 133-134)。

引用文Ⅲで注目すべきは、テーア等が理想としたノーフォク式輪作の導入は全く考えられていないことである。ジェイコブはその理由をこう述べる。現在のメクレンブルクのユンカー経営のうちで負債もかかえず良好な経営をしているのはわずかであり、しかも彼らは近年、生産の主目的をバター・チーズ・ハム・そしてメリノ羊に向けているので小麦増産への刺激はもたない。また負債をかかえているユンカーにとっては、ノーフォク式輪作の導入は当然に投下資本の大増加を必要とするから負債を増すことになり、実行は極めて困難である。更に、bauer hofs と呼ばれる小農民は、借地条件が厳格に定められておりそもそも近代的農業は不能である。こうして、長期的には小麦増産を可能とし、地力の維持もはかりうるノーフォク式輪作の導入は現実には実行不可能である（またウェルフォードも強調したように、気候上の制約も考えねばならない）。したがって、ノーフォク式輪作を採らないで小麦を増産しようとすれば、引用文Ⅲで言うように小麦の生産費用をかえって高めるであろう。すなわち、「総生産は増すだろうが、純生産は減るだろう」(cf. ⑦*Ibid.*, pp. 134-136)。

(1) *Edinburgh Review*, vol. 36, Feb. 1822, pp. 452-482. *Edinburgh Review* は以下 *E. R.* と略称。

(2) *E. R.*, vol. 41, Oct. 1824, pp. 55-78.
(3) *E. R.*, vol. 36, pp. 460-462; *E. R.*, vol. 41, p. 66.
(4) *E. R.*, vol. 36, p. 460.
(5) *E. R.*, vol. 36, p. 466; *E. R.*, vol. 41, p. 63.
(6) *E. R.*, vol. 36, pp. 471, 476-477.
(7) マカロックは一八二二年四月一七日付のリカードウ宛の手紙で「〔穀物輸入〕制限をただちに廃止したほうがよくないでしょうか? このほうが徐々に関税率を下げるより望ましいと考えたいと思います」と述べ、五月七日付の手紙でリカードウからこう反論されている。「穀物の自由貿易にただちに復帰せよというあなたの意見には全く賛成できません。――穀物の価格は安いのですが土地の耕作は廃止されていません。土地が耕作を廃止される過程は非常にゆっくりであるのが望ましいと思います――さもないと農業者をとりかえしのつかない状態におとしいれることになります――彼は絶望的に破滅してしまうでしょう。」(*Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, vol. IX, Cambridge, 1962, pp. 188, 194-195.『リカードウ全集』第九巻、中野正監訳、雄松堂書店、二〇八、二一六ページ。ただし訳文は一部修正してある。以下同じ。)
(8) *E. R.*, vol. 36, p. 463. また、注(7)のリカードウの言葉もみよ。
(9) *E. R.*, vol. 41, p. 63.
(10) *Ibid.*, p. 78. 傍点は服部。
(11) *Ibid.*, p. 64.
(12) *Ibid.*, p. 63.
(13) この点については服部正治「穀物法批判の前提」(早坂忠編『古典派経済学研究(I)』雄松堂出版、一九八四年、所収)第VI節をみよ。
(14) J. R. McCulloch, *Statements illustrative of the Policy and probable Consequences of the proposed Repeal of the existing Corn Laws*, 6th ed., London, 1841, p. 16.
(15) *E. R.*, vol. 41, p. 63.

(16) *Ibid.*, p. 59.
(17) *E. R.*, vol. 44, Sept. 1826, pp. 319-359.
(18) *Ibid.*, pp. 325-326.
(19) *Ibid.*, p. 334.
(20) ウィルソンのこの著作全体についての分析は、服部正治「穀物法批判の前提」（前掲）第Ⅳ節でなお不十分ながらおこなった。本稿でのこの著作についての検討は、ウィルソンのジェイコブへの言及に限られる。ページは本文中にしるす。
(21) テューネン『孤立国』（『近藤康男著作集』第一巻、農山漁村文化協会、一九七〇年に所収）四四ページ。
(22) この点については、服部正治「穀物法批判の前提」（前掲）の他に、同「自由貿易と農業」（前掲）も参照されたい。
(23) R. G. Welford, *How will Free Trade in Corn affect the Farmer?* p. 116. なおアーンルによれば、一八一三年からヴィクトリア時代のはじまりまでは「イギリス農業の最も暗い時代のひとつ」であり、三七年になってようやくこの「逆境の四分の1世紀」を脱した（Lord Ernle, *op. cit.*, pp. 319, 347）。
(24) Welford, *op. cit.*, p. 152 ; Shaw Lefavre, *Remarks on the Present State of Agriculture*, London, 1836, p. 6. また高橋純一「一八三〇年代のイギリス農業不況克服過程」（『歴史』〈東北大〉第五一輯、一九七八年）も参照。
(25) Welford, *op. cit.*, pp. 139, 183, 176, 178-179.
(26) *Ibid.*, pp. 175-176.
(27) *Ibid.*, p. 125. ミークの『報告』のタイトルは以下。*Information concerning the Cost and Supply of various Articles of Agricultural Produce, &c., in various Parts of Northern Europe*, 1842.
(28) Welford, *op. cit.*, p. 201.
(29) *Ibid.*, pp. 78-80.

三　ジェイコブとジョン・バウリング

スコットランド出身の旅行家であるサミュエル・レイング（Samuel Laing）は、一八四二年に『ヨーロッパ旅行

記』(*Notes of a Traveller on the Social and Political State of France, Prussia, Switzerland, Italy, and other Parts of Europe, during the present Century*, London, 1842) を出版した。この著書でレイングは、主としてプロイセンの「社会経済（social economy）」全般にわたって染みついている官僚的・軍事的・反市民的・反商業的性格を鋭く看取し、三四年に結成されたドイツ関税同盟はこうしたプロイセン社会が蔵する後進性と対決せざるをえないことを述べているが、その際、関税同盟にかかわる問題として、特に英独間の貿易構造を農工分業体制として確立しようというイギリス側の構想をとりあげて、その実現の可能性について論じている。こうした構想を抱く代表的人物としてレイングが名をあげたのは、その生涯にわたって世界各地の情報蒐集活動を続け、またフリードリヒ・リストが最大の論敵とした商務省官僚ジョン・バウリング（John Bowring）であった。そしてレイングがバウリングと並んで名をあげたもう一人の人物が、他ならぬジェイコブなのであった。[1] ここにわれわれは、ジェイコブを自由貿易論者、しかもイギリス工業の利害の代弁者とみなす極端な一例をしるのである。

　レイングによると「イギリスが穀物法を廃止すれば、〔ドイツ関税同盟の〕二六〇〇万の人々は、彼らの生産物である穀物をわれわれが買うことに対するお返しとして、われわれの生産物である工業製品に対する大消費者となるであろうというのが、ジェイコブ氏やバウリング博士等……わが国で最もすぐれた幾人かの経済学者たちの意見である」。だが続いてレイングが述べるように、「これは、これら著名な経済学者たちの幻想である」[2]。つまりレイングによれば、穀物法を廃止してイギリスがドイツからの穀物輸入を増大しても、それはドイツのイギリス工業品輸入の増大には結びつかない。

　レイングのいうように、確かにバウリングは、穀物関税引下げを取引の材料として関税同盟のイギリス工業品に対

する関税率の引下げを得ようとしていた。バウリングの『プロイセン商業同盟についての報告』(*Report on the Prussian Commercial Union, addressed to the right hon. Lord Viscount Palmerston*, London, 1840) は以下のように述べている。関税同盟は国内にフリー・トレイドを確立したが、もしそれがイギリス工業品への敵対的な高関税を課すようになったとすれば、それは「イギリスの〔穀物法や木材関税法といった〕法律がドイツとの通商関係の一層の拡大を妨げているからである」[3]。イギリスの穀物法は、ドイツにおいて㈠イギリス工業品への関税を重くさせることによって、㈡低穀価→低賃金を結果することによって、ドイツ工業の発展に寄与しているのだ。同盟の関税が従量税ということもあって、実用的で大衆的な綿製品・毛織物製品については国内生産者に「完全な独占」が与えられ、この結果ザクセンを中心とする綿工業・毛織物工業の発達は著しい[4]。こうした国内工業の発達に伴ってイギリスからの輸出も半製品は増えてはいるが、完成品はむしろ減りつつある。そしてやがては半製品輸出もやむであろう。現に「以前はマンチェスターから直接に輸入されていた貿易の多くがすでに停止している」[5]。現在ドイツは「異常な工業熱 (the manufacturing mania)」の時期にあり、「関税同盟組織を自由主義の方向へ向けるための方策が早急にとられなければ、同盟はドイツから全イギリス工業製品を徐々に排除するための恐るべき機関となるでしょう」[6]。

そしてこの場合イギリスがとるべき方策は、穀物・木材関税の廃止もしくは緩和であった。そうした政策は「イギリス製品を極めて重く圧迫している関税同盟の関税率を大きく (considerable) 引下げるであろう、と私は確信する」[7]。そしてバウリングによれば、イギリスが穀物・木材関税を廃止もしくは引下げさえすれば、関税同盟側のイギリス工業品への関税引下げという譲歩を得るためにイギリス側から交渉をする必要はない。「譲歩は同盟の中から生ずるだろう。〔ドイツの〕農業・商業利害はイギリスの賢明な政策の下で繁栄し、そしてまもなくわれわれの主張を

擁護し、われわれの利害を代弁するようになるだろう」(8)。すなわち、従来、関税同盟の下では農業利害は工業利害の犠牲にされてきたが、イギリス穀物法の廃止によって穀物輸出が増大すれば、低穀価↓低賃金という工業にとっての人為的利点はなくなり工業への資本の移動は止むであろう。また穀物輸出の増大（そして穀価上昇）は当然に農業利害に繁栄をもたらすことになろう(9)。そして自ずとドイツの農業利害はイギリスの工業利害の利益を代弁することになる！というわけである。F・リストが、バウリングの『報告』の意図は「まぎれもなくドイツの保護制度全体の転覆に——ドイツをイギリスの一農業植民地の地位におしもどすことに向けられている」(10)と評したのは、当然であった。まさにバウリングの主張は、イギリス工業とドイツ農業との国際的分業体制の確立を説くものであった(11)。

さてレイングの議論に戻ろう。右のようなバウリングの（そしてレイングによるとジェイコブもそうだが）構想は全くの幻想である。こうした幻想が生ずるのは、「イギリスの社会経済ならびに財産や労働の状態からひきだされた観念を、全く異った原理の上に立っている社会の状態や制度に適用する」(12)からである。整理すると、バウリングやジェイコブは、㈠ドイツ国内市場の未統一＝東西両市場への分裂という事情、㈡商品経済の未発達＝自給経済の根深い残存という事情を理解していない。まず第一に、国内市場の未統一という問題について。「ドイツの東部や北部で穀物や木材を生産する人々は、西部や南部で工業品やブドウ酒を生産する人々と何ら自然的なつながりをもっていない。西・南部の人々は自ら穀物、木材、亜麻を十分に生産しており、東・北部の人々の生産物に対する自然的な需要をもっていない。また東・北部の人々は、一年のうち七カ月も通れず費用がかかり不安定な陸路や河川輸送によって、帰り荷もなく自身の生産物に対する相互的市場もないままで、ライン、ザクセン、シュレージェン等のドイツ諸地域からその工業製品やブドウ酒に対する需要をみたすよりははるかに容易に、有利に、したがって自然に、イギリ

ス、ベルギー、フランスからそれをみたすことができる。そしてこれらの国々はその見返りに、東・北部の人々の唯一の生産物である穀物、木材、亜麻を買ってくれるのである。実際、東・北部と西・南部との間には、それらを一つの国に統一するための共通の利害は存在しない」(pp. 129-130)。両者の間にはベンガルとミドルセックスとの間ほどの共通の利害も存在しない！　これは関税同盟もどうすることもできない「自然的障害」なのである。現に同盟の保護関税は、東部に西部の工業品を買うことを強制するが、西部は東部の農産物を買いはしない。このため西部工業地域は繁栄するが、東部農業地域は後退している。これは「一方が上がれば他方は下がるという、繁栄のシーソー(a see-saw of prosperity)」なのだ(pp. 145, 132)。

したがって、イギリスが穀物法を廃止して東部から穀物を買うとしても、西部がイギリス工業品を買いはしないのである。すなわちジェイコブ自身の説明によると、ドイツからイギリス市場へ輸出される穀物のうちで、工業地方もしくはそうなりうる物理的可能性を有する地域からのものはほんのわずかな割合にすぎない」。ライン、ウェストファリア、ザクセン、シュレージェンはイギリスにほとんど穀物を送らない。したがって「イギリスがヴィスツラ河岸から穀物を買うからといって、ドイツが自国の工業品よりもイギリス工業品を買うだろうと想像することは全くもって不合理である」(p. 145)。

しかもイギリスが穀物を輸入する東部においても、イギリス工業品への需要は簡単には増大しない。これは、ドイツにおける商品経済の未発達＝自給経済の残存という第二の問題とかかわる。「イギリスの社会制度においては、全ての人は自分が使うものは全て買い、自分が生産するものは全て売る」(p. 143)。「われわれの間では、全てを買い、家庭では何もつくらないことが時間の節約である」。だがドイツでは事情が全くちがう。「全ての家庭は(かなり大き

な都市においてさえ）自分自身のために工業品をつくるし、イギリスの同じ位の家庭と比べればほとんどもしくは全くものを買わない」。「大陸では、つくりうるもの全てを家庭でつくらないことは時間の浪費なのである」（p. 286）。この点は、イギリスに穀物を輸出する地域での農業制度を考える場合に極めて重要である。「ジェイコブ氏やバウリング博士……のように、小麦はダンツィヒで四五シリング、もしくは三五シリング、もしくはその他の価格以下では船積みできない、と信じるのは幻想である」。ジェイコブは、貨幣地代を支払う資本家的借地農はヨーロッパの農民階級の中では例外にすぎないことを理解しない。「イギリス市場に供給する穀物輸出国においては、一般的にいって、分益小作制（the Metayer system）が唯一実行可能な借地方式である」。だが、分益小作制度の下では「穀物価格の下限は存在しない」。すなわち「再生産のための資本はつねに穀物という現物の形で存在している、またこの資本は、労働の維持分とともに、収穫の中からまず第一に供される、だからこの資本は、市場に送られる〔穀物〕剰余の価格や量によって減少したり影響されたりすることは決してない。種子、農夫の食料、家畜や労働者や今後の作業に必要な場合には臨時の労働者の食料は、収穫の一部が地主の地代という、また借地人の利潤という形になる前にそこからさしひかれる。したがって、地代となったり農業者の利潤となったりするこの剰余が、クォーターあたり四五シリングで売れようが四五ペンスで売れようが、それは次年度の再生産の手段に何ら影響しない」（pp. 283-285）。

つまりこうした農民は、自らの生活維持に必要な部分を超える剰余部分がどれだけの価格をもつかには関心がないのである。そもそも冬期には何日もまた稀には何週間も戸外での仕事はできず、何カ月にもわたって氷と雪が続くような所では、人と馬とを年間を通して毎日毎日農作業に使用することを前提としたイギリス的な「改良農業」の適用は不可能である。また、イギリスの農業改良は主に労働の節約を中心としているが、大陸では余剰農業人口に対する

エンプロイメントは工業地域にも植民地にも存在しない。しかも軍事制度は労働の自由な移動を妨げている。このため、「土地は、住民を労働者か被救済民かのどちらかとして扶養しなければならない」。したがって、比較的に少ない労働に基づく大農場経営というのは、全体として大陸では実施できないのである。かくして、イギリスが東部から穀物を買えばそれだけ東部はイギリスから工業品を買うということにならない。東部の農業人口は、自己消費のための何らかの形での工業的労働をしないならば、一年の半分にもわたる冬の間を「まるまる遊んでしまうことになろう!」(pp. 285–286)。

以上みたレイングのバウリング(そしてジェイコブ)批判は、ドイツにおける国内市場の形成上の問題点を鋭くついているといってよい。東西両市場の分裂という事実は、ヴェーバーの次の言葉が示すように、プロイセンによる政治的統一を超えて更にひき続いた問題なのであった。「一切の関税障壁が完全に廃止されていたならば、東部ドイツの粘着性にとぼしい穀物剰余の純経済的に決定された販路は、ドイツ西部ではなくてイギリス市場であったろう。ドイツ西部の鉱山=精練業の生産物ならびに重鉄製品の純粋経済的に決定された市場は、ドイツ東部にあったのでは毛頭ない。また逆に東部ドイツの必要とする工業製品の純粋経済的に決定された供給者は、おおむね西部ドイツではなかった。ドイツの国内交通路(鉄道)は純粋経済的にみるならば、とりわけ過去には、特定重工業製品を西から東へ輸送する輸送路ではなかったし、こんにちでもなお部分的にはそうではない。これに反して、東部は、その純粋経済的に決定された市場と後背地が西部ロシア全体であるような強力な諸工業の経済的立地となったであろう。……ドイツは純粋経済的な決定因にさからって政治的に統一されたのである」(13)。また東部のユンカー経営内での商品生産の未発達という問題にかかわるレイングの叙述についても、ユンカーの半封建的性格についての認識が十分でないうらみ

はあるものの、ユンカー・インストロイテ関係における、刈草や打穀についての分け前権や土地割当に対する労働の義務に着目すれば、それに「メテイエ・システム」という言葉を与えたのは評価してよいし、またその際の意図がインストロイテのもつ自給性の強調にあったことは明白だから、彼の認識は問題の核心に迫っているといえる。

だが、にもかかわらず、ジェイコブをバウリングと並べて英独間の農工分業体制の確立を主張した代表者とするのは、レイングの誤解である。分益小作の場合には穀価の下限が存在しないので、ジェイコブのようにある価格以下では穀物は船積みされえないと信じることは——「こうした信念は、穀物法に関する議会の委員会で地主たちにはいかに慰めとなり快いものであっても」(p. 283)——全くの幻想だ、というレイングの主張と関連させて一言しておきたい。レイングによると、いかにイギリスの改良された農業 (the farming of extensive areas of land with great capital, the manufacture of corn from the soil by the application of hired labour, great skill, intelligence, and expensive management and machinery) をもってしても大陸の「メティエ・システム」の農業との競争では敗北は不可避である (p. 297)。だがしかし、ウェルフォードも強調していたように、ジェイコブの二つの『報告』のなかで特に留意すべきは、現在の三圃制から脱しえない大陸の耕作制度（そしてそれは、レイングのいう穀価の下限が存しない「メティエ・システム」とまさに絡み合っていると言わねばならない）の下では小麦の生産それ自体に物理的な天井があり、しかも現行の耕作と小麦輸出とが続けば、この天井は近いという論点である。ジェイコブ自身の力点は、イギリスが穀物法を廃止しても大陸の小麦輸出能力は小さいということにあった。したがって、たとえレイングのいうように「メティエ・システム」においては小麦に生産費というものがなく、価格に下限がないとしても——しかし、運送費はやはり問題となるだろうが——、そのように安く輸出できる小麦はほんのわずかなのであり、

イギリスのように農業・工業ともに発達し多大な人口をかかえる国が大陸でのそういう農業と垂直的分業関係に入るなどとは、ジェイコブにはとても考えられないことなのであった。

(1) バウリングとレイングのドイツ関税同盟論については、肥前栄一「バウリングとレイング」(『ドイツ経済政策史序説』、未来社、一九七三年、所収)が是非参照されるべきである。以下の叙述は肥前氏の論文に負うところが大きい。また特にレイングの文章で肥前氏の引用された部分と重なるところが多い。ただし筆者の関心がジェイコブにあることはいうまでもない。

(2) Samuel Laing, *Notes of a Traveller*, p. 144.

(3) John Bowring, *Report*, p. 2. 傍点は原文。

(4) *Ibid.*, pp. 60, 53, 33-34, 19.

(5) *Ibid.*, p. 53. バウリングの『報告』の日付は一八三九年一二月二三日となっているが、その一年前にマンチェスター商工会議所では、特にザクセン綿工業の急成長への対策が論じられていた。cf. *The Corn Laws. An Authentic Report of the late important Discussions in the Manchester Chamber of Commerce, on the destructive Effects of the Corn Laws upon the Trade and Manufactures of the Country*, London, 1839, pp. iii, 23, 42-43, 46, 63, 67-68, 103-104. また熊谷次郎「自由貿易と産業資本――マンチェスター学派と自由貿易の制覇――」(杉山忠平編『自由貿易と保護主義』前掲、所収)もみよ。

(6) 一八三九年八月七日付バウリングから外相パーマストンへの手紙。Bowring, *Report*, p. 285.

(7) *Ibid.*, p. 58. なお、前年に全く同じことを述べていたのがリチャード・コブデン(Richard Cobden)であった。cf. *The Corn Laws. An Authentic Report*, pp. 62-63.

(8) Bowring, *Report*, pp. 64-65. 傍点は原文。

(9) *Ibid.*, p. 8.

(10) Friedrich List, *Das nationale System der politischen Ökonomie*, 1841. (小林昇訳『経済学の国民的体系』、岩波書店、一九七〇年、四五五ページ)。傍点は服部。

(11) なお商務省官僚ジョン・マグレガー(John MacGregor)は、同時期にやはり『ドイツ関税同盟論』(*The Germanic Uni-*

on of Customs; The Commercial Treaties and Tariffs; The Agriculture, Manufacture, Commerce, and Navigation of Prussia and the other States of Germany, London, 1842) を書いている。マグレガーの主張の特徴は、バウリングとはちがって、ドイツ市場でのイギリス工業品の競争力の低下を関税同盟の関税率に求めない点にある。すなわち「たしかに同盟の関税率は公正でないが、そうした関税率ではなくて国内市場におけるドイツ工業のイギリス工業製品に対する自然的競争力(the natural competition)こそが、イギリス工業製品を排除している主原因であることは明白である」。つまり「ドイツ工業の興隆・発展は関税同盟以外の原因に帰せられねばならない」のであって、その原因として自然的資源、国民の勤勉さ、ドイツ人自身の必要性、また英仏によるドイツ農産物に対する輸入制限、長い平和、国内的安定があげられる (pp. 179, 68)。

なお一八四二年には、ドイツに関しては穀物法廃止によってその工業化を阻止するには、もはや遅すぎるという判断も現われている。本節で論じているサミュエル・レイングの同名の子の著作『国民的苦境』（執筆は四二年、出版は四四年）がそれである。子レイングは、穀物法廃止とひきかえにアメリカ合衆国でのイギリス工業品への関税引下げを実現しようとしている。北部を中心とする工業が南部を中心とする農業を犠牲にして工業化の途を進むか、それとも住民が「最も安価な市場に自由に出入りでき」、そして「巨大な未耕地をもつ国にとって極めて自然な制度」をとるか、「この決定のイギリスにとっての重要性はいくら強調してもしすぎることはない」。Samuel Laing, Jun., *Atlas Prize Essay. National Distress; Its Causes and Remedies*, London, 1844, pp. 95, 100-102.

(12) Laing, *op. cit.*, p. 144. 以下、ページは本文中にしるす。

(13) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*. （肥前、前掲書、三五―三六ページに引用）。

四　結びにかえて

本稿の一で示したように、一八一四―一六年の強固な農業保護を主張した段階からジェイコブは、大陸の小麦の輸出能力が小さいという認識をもっていた。したがってこの認識は、彼の政策的立場が保護から自由へと移っていったにもかかわらず、一貫して彼がもっていたものである。確かに、二六・二八年の二つの『報告』では右の認識は構造

的・本質的に深められ、本稿が示したように穀物法批判者にとって有力な武器となった。だが穀物法批判者にとってジェイコブがどのように役立ったのかという問題とは別に、ジェイコブ自身に即して問題をたてるならば、大陸の小麦輸出能力が小さいという認識を一貫してもちながら、何故に保護から自由に接近していったのかが問われねばならないだろう。

本稿の結びに至って、なお十分な答えを提出できないことを筆者は恥じねばならない。重要な要因が大陸穀物の輸出能力についての認識の深化であることは当然である。だが他の重要な要因を以下のように考えたい。一五年穀物法による保護にもかかわらず、国内での穀物の過剰生産によって農業不況が生じ国内農業の再編が（つまり、ジェイコブが一四―一六年には保護しようとした、多数の資力の乏しい小農業資本家の没落が）進み、しかもこの再編の過程で小麦の報償価格も低下した。すなわち農業改良の進行も生じた。(1) この結果、国内での小麦価格と大陸のそれとの差が実際に縮まった。そしてジェイコブを大陸に派遣した政府の諮問（すなわち、イギリス市場を常時大陸小麦に開放すれば、大陸ではどれほどの小麦耕作の拡大が生じるだろうか）に対しては、二六年の『報告』が示したように、国内の平均的価格を一クォーター六〇シリング程度と前提し、他方大陸での穀価と増産能力との調査結果を前提にすれば、一〇―一二シリングの関税を課せば大陸での小麦輸出は現状のまま小さいという結論となった。そして、この一〇シリングの関税を――国内穀物生産者が他の国内生産者に比して特に重く課税されている分を考慮すれば、これこそ――自由貿易だと主張したのと結論的には変わらないものであった。またジェイコブにとっては、国内での農業改良によって国内穀価が更に下がれば、右の関税はもっと下げうる。だからこそ、当時の穀物法批判者たちもジェイ

コブの『報告』を全体としていわば安心して利用できたのであった。一四―一六年の段階でも、ジェイコブは大陸の小麦輸出能力は小さいと主張していた。しかしこの時には、彼のこの主張は穀物法批判のために広く利用されなかった。この時には、彼は強固な農業保護を要求していたからである。

結局ジェイコブは、一五年穀物法後の国内農業の再編の状態と大陸農業の停滞の状態とをそれ自体として十分に調査するなかで（彼は穀物統計調査官であった）、いわば結果的に自由貿易に接近したのである。彼は、リカードウのように自由貿易を理論的に――だからリカードウにとっては、現状では一〇シリングの固定関税こそが自由貿易となる(2)――主張しなかった。だが右のような経過をたどってジェイコブがリカードウに関税額の点で近づいたとすれば、それは、（例えばG・W・ホールに象徴される極端な農業保護論者を一方の極として除いて考えれば）、穀物法の即時全面廃止論が抬頭し・穀物法批判者の間での対立が顕在化した三〇年代末以降とはちがって、当時の政策選択の幅が広くはなかったことを示してはいないだろうか。

（1）ジェイコブは三六年の農業不況委員会で、対仏戦争後二〇年間の農業の推移の総括として「農業の大改良」と述べている（服部「自由貿易と農業」、前掲、一二八ページ）。

（2）中村廣治「初期リカードウの租税論」（『広島大学経済論叢』、第九巻二号、一九八五年）が参考になる。

（本稿で用いた文献を読むにあたって、的場昭弘、宮島英昭、河合康夫氏には特にお世話になった。記して感謝の意を表したい。）